

公害健康被害の補償等に関する法律の一部を改正する法律案の概要

(予算関連法案・日切れ扱い)

背景

- 本法は、公害健康被害者の迅速かつ公正な保護等を図るため、汚染原因者等の負担により補償給付等を行うものである。
- このうち、大気汚染の影響による健康被害に対する補償給付等に要する費用の一部に充てるため、自動車重量税の収入見込額の一部相当額を独立行政法人環境再生保全機構に交付する旨を定めた法附則が平成29年度末で期限をむかえる。
- 他方、現在も補償給付等の対象となる被認定者が約34,000人おり、本制度による補償給付等は今後も継続的に必要となる状況。

改正内容

- 平成30年度以降も**当分の間**、自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を環境再生保全機構に交付することができるよう措置する。
※年度内に法案が成立しない場合、平成30年度以降の財源の根拠がなくなり、必要な補償給付等が遅れる可能性がある

<<制度の概要>>

被認定者 (約3.4万人)

補償給付

- ・療養の給付及び療養費
 - ・障害補償費
 - ・遺族補償費
 - ・葬祭料
- 等

約406億円※(全額汚染原因者)

公害保健福祉事業

- ・リハビリ事業
 - ・療養用具支給事業
- 等

国 ¼
県又は市 ¼
汚染原因者 ½

著しい大気汚染の影響によるぜん息等であると認定された患者に対し補償給付等を実施

指定地域自治体の長

納付金

独立行政法人環境再生保全機構

※補償給付費のほか公害保健福祉事業費等と併せて合計約411億円

補償給付等に要する費用は、汚染原因物質を排出する原因者が汚染に対する寄与の程度に応じて負担。

工場等(固定発生源)は8割
自動車(移動発生源)は2割を負担。

このうち、自動車負担分は、昭和49年の制度発足以来、**自動車重量税の収入見込額の一部相当額を充当。**

当該措置を**平成30年度以降も当分の間継続できる**よう措置

汚染負荷量
賦課金

8 (約329億円)

交付金

国

2 (約82億円)

自動車

ばい煙発生施設等設置者
(約8,200施設)

汚染原因者